

まちだ納税貯蓄組合連合会 優秀賞

『税の公平』

町田市立つくし野中学校 3学年 宮本 源大

私の父はゴルフを趣味にしています。ある日、テーブルに置いてあったゴルフの領収書にふと目が留まりました。明細のいくつかの項目の中に、「ゴルフ場利用税」という見慣れない文字がありました。ゴルフをするのに税金がかかるのかと私は疑問に思い、ゴルフ場利用税について調べてみました。

ゴルフは、一九五四年に「娯楽施設利用税」としてボーリングやパチンコ、ビリヤード等とともに課税の対象になりました。一九八四年に消費税の導入を機にこの税金は撤廃されましたが、ゴルフのみ「ゴルフ場利用税」として名前を変えて残されました。その理由は、「ゴルフ場が、開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること。またゴルフ場の利用料金は他と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には十分な担税力が認められるため」と記されてありました。しかし私はゴルフをする人は担税力がある、つまり金銭的には余裕があるからそこに税金を課しても良いという考え方は公平性に欠けるのではないかと思いました。

税には「公平・中立・簡素」の三原則があります。その中の「公平」の意味を調べると、経済力が同等の人々に等しい負担を求める「水平的公平」と、経済力がある人により大きな負担を求める「垂直的公平」があることを知りました。ここで言う公平とはみんなが同じ額を納めることを言うのではなく、みんなが同じ負担感で税を納める「負担感の平等」のことを言うのだと思いました。一方で「世代間の公平」については問題が残っています。高齢者世代、現役世代、将来世代では後者になるほど今後の税の負担が大きくなるにも関わらず、社会から受けられる恩恵は小さくなるそうです。今のまま少子高齢化が進めばその格差はより広がっていくでしょう。その不平等を解消するには。早急に増税などの税の仕組みを変えていかなくてはならないそうです。

ゴルフ場利用税をさらに調べてみると、「時代に合っていない」という意見を目にしました。以前よりも大衆に普及し、オリンピック競技にもなったゴルフが特別に課税対象になっていることを疑問視する意見です。税も時代の変化に合わせて変わっていかなくてはなりません。「世代間の公平」に今の税制が合っていないければ変える必要があると思うし、たとえ私たちの負担が増えることになってもみんなで支えあって公平な社会を作っていかなければならないと思いました。